別表七（一）付表五　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第66条の11の４第１項（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「前期以前に特例の適用を受けた金額の累計額（前期以前の(6)の合計額）　(4)」の欄は、当該事業年度前に租税特別措置法第68条の96の２第１項（認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例）の規定の適用を受けた連結事業年度がある場合には、その適用を受けた連結事業年度の当該法人に係る別表七の二付表六「9」の金額を含めて記載すること。

3　「特例対象控除未済欠損金額（別表七(一)「3」）　(7)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該事業年度以前の事業年度において法第57条第２項又は第６項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）の規定の適用を受ける又は受けた場合には、別表七（一）「3」の金額からこれらの規定により欠損金額とみなされた金額（同項の規定により欠損金額とみなされた金額にあつては、次に掲げる金額に係るものに限る。）を控除した金額を記載すること。

イ　法第81条の９第２項第１号イ（連結欠損金の繰越し）に規定する災害損失欠損金額

ロ　法第81条の９第２項第２号に定める金額

ハ　令第155条の21第２項（連結欠損金個別帰属額等）の規定により同項に規定する連結欠損金個別帰属発生額に加算された金額（同項第２号に定める金額に限る。）

(2)　法第58条第１項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）に規定する災害損失欠損金額は、記載しないこと。

別表七の一付表一の記載要領第一号中「第６号」を「第７号」に改め、同第七号を同第八号とし、同第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同第三号の次に次の一号を加える。

4　連結法人が租税特別措置法第68条の96の２第１項（認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合における次に掲げる欄の記載に当たつては、それぞれ次に定めるところによること。

(1)　「当　期　控　除　額｛当該発生連結事業年度の(12)と((2)－当該発生連結事業年度前の(8)の合計額)のうち少ない金額｝　(5)　の欄　次によること。」

イ　「((2)－当該発生連結事業年度前の(8)の合計額)」の金額が０に満たない場合には、当該金額を０として計算すること。

ロ　租税特別措置法第68条の96の２第１項第１号に規定する特例事業年度（(2)ロ及び(3)において「特例事業年度」という。）に該当する各連結事業年度ごとに別表七の二付表六「3」の金額を含めて記載すること。

(2)　「当　期　控　除　額｛当該発生連結事業年度の(6)と((2)－当該発生連結事業年度前の(8)の合計額－当該発生連結事業年度の(5))のうち少ない金額｝　(7)　の欄　次によること。」

イ　「((2)－当該発生連結事業年度前の(8)の合計額－当該発生連結事業年度の(5))」の金額が０に満たない場合には、当該金額を０として計算すること。

ロ　特例事業年度に該当する各連結事業年度ごとに別表七の二付表六「4」の金額を含めて記載すること。

(3)　「特定連結欠損金当期控除額の個別帰属額　$(5)\times\frac{(11)}{(12)}$　(13)　の欄（特例事業年度に該当する各連結事業年度に係る部分に限る。）　別表七の二付表六「3」の欄に金額の記載がある場合にあつては、「特定連結欠損金当期控除額の個別帰属額（別表七の二付表六「12」＋「19」）　(13)」として記載すること。

別表七の一付表五の次に次の一表を加える。